

大口町職員の創意工夫提案に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町の施策及び事務等に関し職員の創意工夫した提案（以下「提案」という。）を求めることにより、施策の展開及び推進、事務の改善及び能率の向上を図ることを目的とする。

(範囲)

第2条 提案は、具体的かつ実現の見込みがあると思われるもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 職務能率が向上すること。
- (2) 住民サービスが向上すること。
- (3) 経費の節減になること。
- (4) 収入の増加になること。
- (5) 町のピー・アールになること。
- (6) 町の魅力アップになること。
- (7) 町の活性化になること
- (8) その他公益上有益であること。

(資格)

第3条 この要綱により提案できる者は、大口町職員定数条例（平成8年大口町条例第1号）に規定する職員とする。ただし、大口町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の委員を除く。

(方法)

第4条 前条に該当する者は、個人又は共同して提案することができる。

- 2 提案しようとする者は、提案票（様式第1）に必要な事項を具体的に記入し、町長に提出するものとする。この際、必要があれば参考資料を添付することができる。
- 3 共同して提案する場合は、討議の経過、内容、場所、出席者等提案に至るまでの経緯をまとめた書類を添付するものとする。

4 提出先は、総務部政策推進課とする。

(審査)

第5条 提案の審査は、委員会において行うものとし、審査期間は1年以内とする。

2 審査は、提案した者の氏名等を伏せて行うものとする。

3 審査は、審査票(様式第2)で、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 創意工夫性 斬新さ、工夫度をみる。5点

(2) 経済性 経費的にどうか投資効果はあるかどうかをみる。5点

(3) 文化性 文化的であるか、振興が図れるかを見る。5点

(4) 改善性 現状からの進歩の度合い等を見る。5点

4 前項各号における点数の基準は別表第1のとおりとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは提案した者に説明を聞き、又は関係者から意見を聞くことができる。ただし第2項の規定により提案した者に対しては、事務局を通じて行うものとする。

6 委員会は、審査終了後提案票附属の審査記録に記入するとともに、速やかに町長に報告するものとする。

(等級)

第6条 前条第3項の規定に基づいて、各委員の4項目の合計点により次のとおり提案の等級を定めるものとする。

(1) 特級 各委員の合計点が、145点以上

(2) 1級 各委員の合計点が、127点以上145点未満

(3) 2級 各委員の合計点が、109点以上127点未満

(4) 3級 各委員の合計点が、90点以上109点未満

(審査結果の公表)

第7条 町長は審査記録の報告を受けた後、速やかに提案した者に結果を通知するとともに、職員に公表するものとする。

(実施)

第8条 町長は、第5条第6項により審査記録の報告を受けた後、その内容を吟味し実施の必要性があると認めた提案があるときには、関係部課等の長に対して実

施を命ずるものとする。

- 2 前項により実施の命を受けた関係部課等の長は、その命の実施方法、経過及び結果を町長に報告しなければならない。

(褒賞及び記録)

第9条 3級以上の提案をした者に対し褒賞するものとする。

- 2 町長は、3級以上の提案をした者について、その旨を人事記録にとどめるものとする。

(庶務)

第10条 この要綱に関する庶務は、総務部政策推進課において処理するものとする。

(その他の必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成6年2月2日 大口町訓令第3号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日 大口町訓令第13号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第22号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

点 数	評価基準
5	特にある
4	よくある
3	ある
2	少しある
1	ないとは言えない
0	ない

*上記を目安に、必要に応じて読み替えるものとする。

様式第1 (第4条関係)

受理番号	
------	--

提 案 書

年 月 日

大口町長

様

所 属 _____

(共同提案の場合は代表者)

職 氏 名 _____

提 案 内 容

1 提案件名

2 提案の具体的内容

3 提案の実行による予想される効果

4 現状とその問題点

審 査 記 録

審査項目	各委員の合計点	各委員の平均点	備 考
創意工夫性			
経 済 性			
文 化 性			
改 善 性			
合 計			

特記 事項	
----------	--

提案の等級		褒章		実施期日	年 月 日
-------	--	----	--	------	-------

褒章に おける 特記事項	
--------------------	--

実施命令年月日及び部署	年 月 日	部	課
-------------	-------	---	---

実施等の報告	年 月 日	部	課
内 容			

様式第2 (第5条関係)

審 査 票

年度	受理番号	
----	------	--

審査項目等	点 数	備 考
創意工夫性 (5点満点)		
経 済 性 (5点満点)		
文 化 性 (5点満点)		
改 善 性 (5点満点)		
合 計 (20点満点)		